

契 約 書 (案)

1. 業務委託名	和泉市児童手当支給業務		
2. 履行期間	契約締結日から令和6年11月29日まで		
3. 委託金額	円		
4. 契約保証金	和泉市財務規則第104条第3号により免除		
5. 支払方法	毎月完了払い		
	内訳	7月分	円
		8月分	円
		9月分	円
		10月分	円
		11月分	円
6. 適用除外条項	第2条		
<p>上記の業務について、発注者と、受注者とは、次の条項により委託契約を締結する。 本契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和6年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;"> 発注者 住 所 和泉市府中町二丁目7番5号 名 称 和泉市 代表者氏名 和泉市長 辻 宏康 印 </p> <p style="margin-top: 20px;"> 受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印 </p>			

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務委託契約に関し、本契約書に定めるもののほか、仕様書及び質疑回答書（以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 仕様書等に明示されていないもの、又は示されていても疑問があるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第3号又は第4号の保証を付す場合においては、保証契約等の締結後、直ちにその保証書等を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、本業務委託の全部又は一部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により、あらかじめ発注者の承諾を受ける場合で、個人情報（特定個人情報を含む。）を取扱う業務を第三者に委託、又は請け負わせる場合は、個人情報の保護に必要な事項を明記した契約書を第三者と締結し、発注者にその契約書の写しを提出するものとする。
- 3 受注者は、第三者に委託し、又は請け負わせる場合、第三者に対し第17条に基づく書面を求め、発注者にその書面を提出するものとする。
- 4 前項に関わらず、受注者が委託し、又は請け負わせる第三者が、和泉市入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合又は発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(業務責任者)

- 第5条 受注者は、本契約の履行について仕様書等で定める場合のほか、業務履行の管理をつか

さどる業務責任者を定めたときは、書面により発注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、本契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、履行期間の変更、委託金額の変更、委託金額の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(立会・報告)

第6条 発注者は、契約の適正な履行を確保するために必要があると認めるときは、本業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる。この場合において、発注者は、業務の履行が適正でないとき認めるときは、受注者に対しその補正を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には、受注者に通知したうえで、この仕様を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額、履行期間又は仕様書を変更する必要があるときは、前もって発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。なお、若干の委託件数の変更は委託金額内で対応すること。

- 2 受注者は、その責に帰することができない理由又はその他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに発注者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(損害の負担)

第8条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、次項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。

- 2 前項の損害賠償額の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める委託金額を限度とする。

(正確な業務執行)

第9条 受注者は、発注者の提供した情報に脱漏又は不鮮明な箇所を発見したときは、受注者の主観的判断で処理することなく、その都度発注者に連絡して協議しなければならない。

- 2 受注者は、帳票の印字、封入封緘が完全に行われるよう最善の方法を考慮し、誤りのないよう処理しなければならない。

(事故報告)

第10条 受注者は、本契約による業務を処理するために発注者から提供された情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、業務処理中事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(成果品の引渡し期限等)

第11条 受注者は、仕様書等に定める期限までに完成した帳票類等の成果品（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡さなければならない。

- 2 受注者が引き渡すべき成果品の形式、分類等は、発注者の指示するところによる。

(検査及び引渡し)

- 第12条 受注者は、月次（ただし、5月履行分は6月分に含めるものとする。）及び全業務の完了時に、発注者に対して書面にて業務完了届を提出し、その成果品について検査をうけなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から起算して10日以内に、仕様書等に定めるところにより、業務の成果等が本契約に適合するものであるかどうかを検査し、不適合と認めるときは受注者へその旨を通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格したときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに発注者の指定する方法にて追完して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、追完の完了を業務委託の完了とみなすものとする。

(減価採用)

- 第13条 前条の規定にかかわらず、検査の結果、本契約の履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から追完が困難と認めるときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。なお、その減価の額は、発注者と受注者が協議のうえ定め、書面にて通知する。この措置による減価後の金額をもって委託金額とする。

(委託金額の支払)

- 第14条 受注者は、第12条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して書面により支払を請求するものとする。なお、支払は毎月払いとし、支払額は頭書5の内訳による額を請求するものとする。ただし、本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、本契約をなんら変更することなく、料金に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

- 第15条 受注者の責に帰すべき理由により、頭書の履行期間内に本業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は受注者から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の延滞金の額は、委託金額（第13条の規定に基づき減価した場合はその減価後の金額）から、すでに支払った委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、本契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）を乗じた額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、本契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未受領金額に乗じた額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権及び解除に伴う措置)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその

履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、当該不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行できる見込みがないとき。
 - (2) 正当な理由なく第12条第4項の追完がなされないとき。
 - (3) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、ただちに契約の解除をすることができる。
- (1) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務の全部が不履行であるとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受注者が第19条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。なお、この場合は第18条の定めによるものとする。
 - (9) 本契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
 - (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 3 発注者は、前2項の規定により契約を解除したときは、業務委託の履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた履行部分に相応する委託金額を受注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合
 - (2) 受注者が債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 5 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害が、本契約による委託金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害金を請求することを妨げるものではない。
- 6 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第4項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法

律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 7 第4項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。
- 8 発注者が、第1項及び第6項の規定により本契約を解除した場合、成果品は発注者の所有に属するものとし、受注者は、速やかに成果品、帳票類等を発注者に返還しなければならない。この場合において、受注者が業務の一部を完了し、かつ、成果品があるときは、発注者は当該出来高部分に相当する委託金額を受注者に支払うものとする。

第16条の2 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
 - (2) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき。
 - (3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(誓約書の提出)

第17条 受注者及び和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて発注者に提出しなければならない。ただし、受注者及び下請負人等が入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

- 第18条 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、本契約を解除する。
- 2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、本契約を解除する。
 - 3 前項の規定により受注者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
 - 4 発注者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、違約金として委託金額の10分の1に相当する金額を徴収することができるものとする。
 - 5 前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が

行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。

- 6 第4項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、本契約による委託金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 第4項及び第6項の場合において、受注者が違約金又は賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、本契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未支払金額に乗じた額を遅延利息として発注者に払わなければならない。
- 8 第16条第3項の規定は、本条第1項又は第2項の規定により発注者が本契約を解除した場合に準用する。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由があるときはこの限りでない。

(1) 第7条第1項の規定により、業務委託の内容を変更したため委託金額が2/3以上減少したとき又は業務委託の中止期間が履行期間の1/2を超えたとき。

(2) 発注者が、正当な理由がなく契約に違反し、その違反により業務委託を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その損害額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 前項の場合において、発注者が賠償金を受注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、本契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未支払金額に乗じた額を遅延利息として受注者に払わなければならない。

4 第16条第3項の規定は、本条第1項の規定により受注者が本契約を解除した場合に準用する。

(契約不適合)

第20条 引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、その補修、補足による追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者が別に定める場合を除き発注者がその不適合を知った時から1年が経過する日までに受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第21条 受注者は、本契約の履行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の厳守)

第22条 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約を満了した後も同様とする。

2 受注者は、成果品（業務委託の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又はその写し等を譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得

たときはこの限りでない。

(使用者への周知)

第23条 受注者は、その使用する者に対し、在職中だけではなく退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(賠償額の予約)

第24条 受注者は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することなく、委託金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

(1) 第16条の2第1項第1号に規定する排除措置命令が確定したとき。

(2) 第16条の2第1項第2号に規定する納付命令が確定したとき。

(3) 第16条の2第1項第3号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、委託金額の10分の1に相当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(変更の届出)

第26条 受注者は、住所、商号又は名称、代表者氏名及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届出なければならない。

(管轄の合意)

第27条 本契約に関する紛争についての第一審の管轄裁判所は、発注者の住所地を管轄する地方裁判所とする。

(補則)

第28条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、本契約による業務（以下「当該業務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本契約による業務に関する資料を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸出し等一切の漏えい行為をしてはならない。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中だけではなく退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、当該業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受注者は、本契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、本契約による業務に係る個人情報の取扱いを発注者が指定する場所で行うものとし、発注者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本契約の履行に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受注者は、発注者があらかじめ承認した場合を除き、本契約を履行するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、本契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために受注者から提供された個人情報が記録された帳票類等は、速やかに受注者に返還し、引き渡し、又は消去しなければならない。ただし、受注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(取扱状況の報告)

第9 受注者は、個人情報の取扱いの状況について受注者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第10 受注者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を受注者から求められた場合は、応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに受注者に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 受注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。